

2026年7月

お取引先事業者関係各位

株式会社エージー

中小受託取引適正化法（取適法）への対応について

株式会社エージーは、中小受託取引適正化法（取適法）の趣旨を尊重し、公正で透明性の高い取引を推進してまいります。

先月6月29日に公正取引委員会から「広告業における取適法違反被疑事件の集中調査の結果について」が公表されました。

（以下、公正取引委員会のHPから）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260629_koukoku.html

今回公表された調査内容は、発注側である広告業者（委託事業者）と受注側である広告制作業者（中小受託事業者）との間で行われている中小受託取引（新聞広告、雑誌広告、テレビ広告、インターネット広告、交通広告、屋外広告等の制作及び広告に付随するイベントの企画運営に係る取引を含む。）に関する取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、広告業者に対して、71件の指導を行った、というものです。

調査報告によれば、違反行為の傾向として、①発注内容等の不明時・明示不備、②支払遅延③不当な給付内容の変更、④不当な経済上の利益の提供要請、などが指摘されています。

当社は、広告制作取引においては、取適法上の委託事業者（発注側）と中小受託事業者（受注側）に該当するケースがあります。

この度の公正取引委員会のリリースを受け、取適法についての理解促進を改めて図るべく、全社員向けの「取適法の制度趣旨・当社が遵守すべき事項」について説明会を実施しました。

当社とのお取引において取適法上の委託事業者（発注側）に該当されるお取引先事業者様におかれましては、引き続き取適法の趣旨のご理解と公正で透明性の高い取引についてのご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上